

滋 医 福 第 5 2 3 号
平成 30 年 (2018 年) 3 月 30 日

滋 賀 県 介 護 福 祉 士 会 会 長
滋 賀 県 老 人 保 健 施 設 協 議 会 会 長
滋 賀 県 老 人 福 祉 施 設 協 議 会 会 長
滋 賀 県 介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 協 議 会 連 合 会 会 長

様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

「登録喀痰吸引等事業者」の登録および介護福祉士の実地研修の実施について

平素は、本県の介護保険行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、都道府県または登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修」を修了した介護職員等は、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた上で、平成 24 年 4 月 1 日以降、「登録特定行為事業者」の登録を受けた事業所において喀痰吸引等を実施することができるものとされています。

また、介護福祉士については、養成課程において喀痰吸引等に関する知識、技能を修得し、平成 28 年 4 月 1 日以降、「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受けた事業所において喀痰吸引等を実施することができるものとされました。

今般、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡(別紙 1、別紙 2)を受け、「登録喀痰吸引等事業者」の登録および介護福祉士の実地研修の実施に関する本県での取扱いを下記のとおりとしますので、ご了解願います。

つきましては、別添のとおり各施設・事業所長あて通知しましたので、ご了解いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 「登録喀痰吸引等事業者」の登録

これまで本県では「登録特定行為事業者」の登録申請の受付を行ってきたところですが、今般、事務連絡(別紙 1)を受け、新たに「登録喀痰吸引等事業者」の登録申請の受付を開始します。

申請方法については、別添「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録について」や県ホームページをご参照ください。既に「登録特定行為事業者」の登録を受けている事業者で、新たに「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受ける場合、申請書類が一部省略されています。

認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合は「登録特定行為事業者」として、介護福祉士が喀痰吸引等を実施する場合は「登録喀痰吸引等事業者」として、登録が必要となりますのでご注意ください。認定特定行為業務従事者と介護福祉士がともに喀痰吸引等の行為を行う場合は両事業者の登録が必要です。なお、両事業者の登録申請には同じ様式を用いるため、一括申請が可能です。

2. 介護福祉士の実地研修の実施

介護福祉士の実地研修については、事務連絡(別紙2)のとおり、介護福祉士養成課程等で医療的ケアを修了した介護福祉士が「喀痰吸引等研修」において実地研修を受講することを可能とする取扱いが示されました。

「喀痰吸引等研修」で実地研修を実施する場合、各施設・事業所において「登録喀痰吸引等事業者」の登録は不要ですが、実地研修の実施申請が必要ですので、実地研修開始の7日前までに申請いただきますようお願いいたします。申請方法については、県ホームページをご参照ください。

なお、実地研修を修了した介護福祉士が喀痰吸引等を行う場合、「登録特定行為事業者」とは別に「登録喀痰吸引等事業者」の登録が必要です。「登録喀痰吸引等事業者」としての登録が完了するまでは、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を行うことはできませんのでご注意ください。

県ホームページ「喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等について」

URL : http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/tan_kyuin/tan_kyuin_top.html

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護人材確保係 居林
TEL : 077-528-3597 FAX : 077-528-4851

写

滋 医 福 第 5 2 3 号
平成 30 年 (2018 年) 3 月 30 日

各施設・事業所長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

「登録喀痰吸引等事業者」の登録および介護福祉士の実地研修の実施について

平素は、本県の介護保険行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、都道府県または登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修」を修了した介護職員等は、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた上で、平成 24 年 4 月 1 日以降、「登録特定行為事業者」の登録を受けた事業所において喀痰吸引等を実施することができるものとされています。

また、介護福祉士については、養成課程において喀痰吸引等に関する知識、技能を修得し、平成 28 年 4 月 1 日以降、「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受けた事業所において喀痰吸引等を実施することができるものとされました。

今般、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡(別紙 1、別紙 2)を受け、「登録喀痰吸引等事業者」の登録および介護福祉士の実地研修の実施に関する本県での取扱いを下記のとおりとしますので、ご了解願います。

記

1. 「登録喀痰吸引等事業者」の登録

これまで本県では「登録特定行為事業者」の登録申請の受付を行ってきたところですが、今般、事務連絡(別紙 1)を受け、新たに「登録喀痰吸引等事業者」の登録申請の受付を開始します。

申請方法については、別添「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録について」や県ホームページをご参照ください。既に「登録特定行為事業者」の登録を受けている事業者で、新たに「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受ける場合、申請書類が一部省略されています。

認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合は「登録特定行為事業者」として、介護福祉士が喀痰吸引等を実施する場合は「登録喀痰吸引等事業者」として、登録が必要となりますのでご注意ください。認定特定行為業務従

事者と介護福祉士がともに喀痰吸引等の行為を行う場合は両事業者の登録が必要です。なお、両事業者の登録申請には同じ様式を用いるため、一括申請が可能です。

2. 介護福祉士の実地研修の実施

介護福祉士の実地研修については、事務連絡(別紙2)のとおり、介護福祉士養成課程等で医療的ケアを修了した介護福祉士が「喀痰吸引等研修」において実地研修を受講することを可能とする取扱いが示されました。

「喀痰吸引等研修」で実地研修を実施する場合、各施設・事業所において「登録喀痰吸引等事業者」の登録は不要ですが、実地研修の実施申請が必要です。実地研修開始の7日前までに申請いただきますようお願いいたします。申請方法については、県ホームページをご参照ください。

なお、実地研修を修了した介護福祉士が喀痰吸引等を行う場合、「登録特定行為事業者」とは別に「登録喀痰吸引等事業者」の登録が必要です。「登録喀痰吸引等事業者」としての登録が完了するまでは、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を行うことはできませんのでご注意ください。

県ホームページ「喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等について」

URL : http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/tan_kyuin/tan_kyuin_top.html

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護人材確保係 居林
TEL : 077-528-3597 FAX : 077-528-4851

事務連絡
平成29年11月22日

各都道府県喀痰吸引等研修所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

喀痰吸引等業務に関するQ&A（その2）について

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおりQ&A（その2）を作成しましたので、ご参考としていただけますようお願いいたします。

（本件照会先）

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

資格・試験係（内線 2845、2867）

Tel : 03-5253-1111

別添

分類	質問	回答
登録喀痰吸引等事業者	登録喀痰吸引等事業者の登録適合書類のうち、介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていることの確認書類として参考様式を示してほしい。	参考例として別紙のとおりお示しする。
登録喀痰吸引等事業者	喀痰吸引等を行う介護福祉士と介護福祉士以外の介護職員の両者がいる事業所は、登録喀痰吸引等事業者と登録特定行為事業者の両方の登録が必要だが、例えば、登録特定行為事業者が新たに登録喀痰吸引等事業者としての登録を行う場合、従事者名簿の変更や介護福祉士への実地研修方法の確認は要するものの、当初より登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者で同じ登録申請書を用いて申請させることにより事務の簡素化を図って差し支えないか。	差し支えない。

実地研修実施方法書

事業所名： _____

記入日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

1. 実施体制

	氏 名	所属先	医師	看護職員
担当責任者				
講 師				
その他の関係者				
備 考				

※ 講師について、施行通知第5（3）に記載する指導者向け研修の中で修了しているものがあれば備考欄に記載するとともに、医師等の資格免許証や受講した研修修了証等の写しを添付すること。また、複数人講師がおり、担当する特定行為の種別が異なる場合は担当する種別がわかるように記載すること。
 ※ 他の登録喫煙吸引等事業者と共同実施している場合は、共同実施している事業所の名称を備考欄に記載すること。

2. 研修計画

平成 ____ 年度の予定

事 項	内 容
実施期間	
実施場所	
受講予定者数	
その他	

3. 研修教材

区分	種別	国様式	独自様式
実施機関が使用	実施報告書		
	その他 ()		
講師が使用	評価票		
	その他 ()		
受講者が使用	指示書		
	同意書		
	計画書		
	実施状況報告書		
	ヒヤリハット・アクシデント報告書		
	その他 ()		
	その他 ()		
その他 ()			

※ 国様式とは「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号厚生労働省社会・援護局長通知）に記載する教材や様式をいう。

※ 独自様式の場合は、当該様式がわかる書類を添付すること。

4. 実地研修に関する事務

次に掲げる事項に関する規程や様式を整備の上、当該書類を提出すること。

事項	整備状況
実地研修における書面による医師の指示	
実地研修協力者である利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（実地研修協力者）の書面による同意承認	
事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切に必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）	
実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）	
出席状況等、研修受講者に関する状況把握、保存	
実地研修修了者管理簿	
実地研修修了証（ひな形）	
その他（ ）	

5. 修得程度の審査方法

事項	国様式等	独自様式等
実施手順		
評価判定		
評価基準		
評価項目		
評価票		

※ 国様式等とは「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号厚生労働省社会・援護局長通知）に記載する手順や様式等をいう。

※ 独自様式等の場合は、当該様式等がわかる書類を添付すること。

6. 損害賠償保険制度への加入の有無 有 ・ 無

※ 上記の記載内容に関する規程や様式等の関係書類があれば添付すること。

実地研修実施方法書

記入例

事業所名： 〇〇〇〇事業所
 記入日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

看護職員欄には、看護師、准看護師、保健師、助産師の別を記載

1. 実施体制

	氏名	所属先	医師	看護職員
担当責任者	〇〇 〇〇	〇〇病院	○	
講師	〇〇 〇〇	本事業所		○保健師
その他の関係者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	本事業所 本事業所		
備考	・講師である〇〇は、医療的ケア教員講習会を修了済み。 ・△△事業所と実地研修を共同実施。			

※ 講師について、施行通知第5(3)に記載する指導者向け研修の中で修了しているものがあれば備考欄に記載するとともに、医師等の資格免許証や受講した研修修了証等の写しを添付すること。また、複数人講師がおり、担当する特定行為の種別が異なる場合は担当する種別がわかるように記載すること。
 ※ 他の登録喫煙吸引等事業者と共同実施している場合は、共同実施している事業所の名称を備考欄に記載すること。

2. 研修計画

平成〇〇年度の予定

当面実地研修を行う予定がない場合、「未定」でも可。
 実施見込みが立った場合には事前に変更した書類を提出。

事項	内容
実施期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成△△年△△月△△日～平成△△年△△月△△日
実施場所	本事業所内
受講予定者数	〇名
その他	

3. 研修教材

区分	種別	国様式	独自様式
実施機関が使用	実施報告書	○	
	その他 ()		
講師が使用	評価票	○	
	その他 ()		
受講者が使用	指示書	○	
	同意書	○	
	計画書	○	
	実施状況報告書	○	
	ヒヤリハット・アクシデント報告書	○	
	その他 ()		
	その他 ()		

※ 国様式とは「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号厚生労働省社会・援護局長通知）に記載する教材や様式をいう。

※ 独自様式の場合は、当該様式がわかる書類を添付すること。

4. 実地研修に関する事務

事項欄に掲げる内容について、整備状況欄に整備されていれば○と該当書類の名称を記載。全ての事項について○が付く必要がある。

次に掲げる事項に関する規程や様式を整備の上、当該書類を提出すること。

事項	整備状況
実地研修における書面による医師の指示	○（該当書類名）
実地研修協力者である利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（実地研修協力者）の書面による同意承認	○（該当書類名）
事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切に必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）	○（該当書類名）
実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）	○（該当書類名）
出席状況等、研修受講者に関する状況把握、保存	○（該当書類名）
実地研修修了者管理簿	○（該当書類名）
実地研修修了証（ひな形）	○（該当書類名）
その他（ ）	

5. 修得程度の審査方法

事項	国様式等	独自様式等
実施手順	○	
評価判定	○	
評価基準	○	
評価項目	○	
評価票	○	

※ 国様式等とは「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号厚生労働省社会・援護局長通知）に記載する手順や様式等をいう。

※ 独自様式等の場合は、当該様式等がわかる書類を添付すること。

6. 損害賠償保険制度への加入の有無

有 ・ 無

当面実地研修を行う予定がない場合は無でも可。

※ 上記の記載内容に関する規程や様式等の関係書類があれば添付すること。

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 18 日

各都道府県喀痰吸引等研修所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

喀痰吸引等業務に関するQ & Aについて

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおりQ & Aを作成しましたので、ご参考としていただけますようお願いいたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

資格・試験係 (内線 2845、2867)

Tel : 03-5253-1111

別添

分類	質問	回答
<p>介護福祉士</p>	<p>介護福祉士は、介護福祉士養成施設等において医療的ケアを修得し、実地研修については養成施設等で受講するか又は養成施設等卒業後に登録喀痰吸引等事業者において受講するものと考えるが、例えば、実地研修を受講せずに養成施設等を卒業した介護福祉士が、卒業後に登録研修機関において実地研修を修了するというように、介護福祉士が登録研修機関において実地研修を受講することは可能か。</p>	<p>可能である。 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第2項第2号では、登録喀痰吸引等事業者は、実地研修を修了していない介護福祉士に対して同規則第1条各号に掲げる行為を行わせようとする場合には実地研修を行うこととしており、当該介護福祉士は当該登録喀痰吸引等事業者のみでしか実地研修を受講できないわけではなく、外部の登録研修機関で実地研修を受講して修了することも可能である(その場合、登録喀痰吸引等事業者での実地研修は不要)。また、社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項において登録研修機関を定めているが、登録研修機関は介護福祉士以外の介護の業務に従事する者に対してだけでなく、介護福祉士に対して喀痰吸引等研修(実地研修)を受講させることも可能である。</p>

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録について

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」の登録を受けるには、「社会福祉士及び介護福祉士法」(以下、「法」という。)第48条の5第1項第1号から第3号に規定された登録要件を満たす必要があります。登録要件に適合していることを確認できる書類として、下記の申請様式と必要添付書類を全てそろえ、業務開始1カ月前までに、当課介護人材確保係まで申請してください。申請様式は県ホームページよりダウンロードできます。

※「登録喀痰吸引等事業者」と「登録特定行為事業者」は同じ申請様式を用いますが、「登録喀痰吸引等事業者」の申請には別途「介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること」の確認書類の提出が必要となります。

1. 「登録喀痰吸引等事業者」の登録申請方法

	新たに「登録喀痰吸引等事業者」（登録特定行為事業者）として登録申請する場合	既に「登録特定行為事業者」として登録を受けているが、新たに「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受ける場合
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○様式第1号「登録申請書」 ○様式第1号の添付書類「設置者に関する書類」、「喀痰吸引等の業務に従事する者に関する書類」 ○様式第1号の3「誓約書」 ○様式第1号の4「登録適合書類」 ○様式第1号の4の添付書類「登録要件に該当することを証明する書類各種」 ○(登録喀痰吸引等事業者の場合)「介護福祉士への実地研修実施方法」および添付書類 ○様式第1号の2「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」 	<ul style="list-style-type: none"> ○様式第1号「登録申請書」 ○様式第1号の4「登録適合書類」 ○「介護福祉士への実地研修実施方法」および添付書類 ○様式第1号の2「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」 <p>※前回登録時から変更がある場合、次の書類も提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様式第1号の添付書類「喀痰吸引等の業務に従事する者に関する書類」 ○様式第1号の4の添付書類「登録要件に該当することを証明する書類各種」のうち変更が生じた書類

2. 「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」のちがいを

事業者登録	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者
対象者	一定の研修を修了した介護職員等 <small>※平成28年度以前に一定の研修を修了した介護福祉士は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請(任意)を行うことで、介護福祉士の業としての実施が可能</small>	介護福祉士であって実地研修を修了した喀痰吸引等行為の登録が行われている者
喀痰吸引等を行う者	「認定特定行為業務従事者」として喀痰吸引等を実施 <small>※都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける</small>	「介護福祉士」として喀痰吸引等を実施 <small>※公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ、「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請(任意)を行うことで、介護福祉士登録証に記載される</small>
研修課程(講義・演習)	都道府県や登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)」	介護福祉士養成課程(実務者研修、介護福祉士養成施設)で「医療的ケア」の課程を修了
研修課程(実地研修)	同上	次のいずれかにより修了する ①介護福祉士養成課程で実地研修まで修了 ②登録喀痰吸引等事業者で修了(自施設・他施設は問わない) ③都道府県や登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)」において修了

登録適合要件

県ホームページに掲載している「登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト」も併せてご参照ください。

「社会福祉士及び介護福祉士法」

第48条の5 1 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

厚生労働省令で定める基準「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3

- 医師の文書による指示を受けること
- 対象者の状態を医療職が定期的に確認し、医療職との情報共有・連携確保及び適切な役割分担を図ること
- 計画書を作成すること
- 実施状況報告書を作成し、医師に提出すること
- 緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと
- 喫煙吸引等業務に関する書類を作成すること

第48条の5 2 喫煙吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喫煙吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

厚生労働省令で定める措置「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3 2

- 実地研修まで修了している介護福祉士にのみ業務を行わせること
- 実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うこと（実地研修の要件）
 - ・規定回数以上実施し、指導者が適切に修得程度を審査する
 - ・研修修了証を交付する
 - ・修了証交付状況について帳簿を作成し、保存する
 - ・修了証交付状況を定期的に県に報告する
- 安全委員会の設置、研修体制の整備、その他安全確保に必要な体制を確保すること
- 必要な備品等を揃えること
- 備品等の衛生的な管理、感染症予防措置を講ずる
- 計画書の内容を対象者またはその家族等に説明し、同意を得ること
- 秘密保持に必要な措置を講ずる

第48条の5 3 医師、看護師その他の医療関係者による喫煙吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喫煙吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

厚生労働省令で定める措置「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3 3

- 病院又は診療所において喫煙吸引等を実施する場合